



# 建築士事務所登録事項変更届(建築士法第23条の5)

● 建築士事務所の登録を受けている開設者は、下記に掲げる登録事項の内容に変更があった場合、建築士事務所登録事項変更届を提出して下さい。

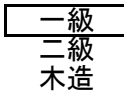
1. **建築士法第23条の5第1項に基づく変更(変更後2週間以内に届出なければなりません。)**
    - 建築士事務所の名称及び所在地
    - 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員(業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含む。ただし監査役、取締役でない支店長等は含まない。)
    - 管理建築士
  2. **建築士法第23条の5第2項に基づく変更(変更後3ヶ月以内に届出なければなりません。)**
    - 所属建築士
- ※ 変更届は正本、副本の2部作成し、必要書類は原則として正副ともに添付します。  
 ※ 提出期限が過ぎてしまった場合は、ご相談ください。

変更事項	必要書類(建築士事務所登録事項変更届以外の添付書類)	
建築士事務所の名称	共通	—
事務所所在地	個人	—
	法人	・変更後の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(3ヶ月以内)(注) ・支店登記されていない場合は、賃貸借契約書の写し等の所在地を証明するもの
法人住所(本社)	法人	・変更後の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(3ヶ月以内)(注)
開設者の氏名	個人	・開設者の戸籍抄本(婚姻等の理由での氏名の変更の場合)(注) ※ 他の方が開設者になることは出来ません。
法人名称	法人	・変更後の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(3ヶ月以内)(注)
法人の役員(代表者)	法人	① 別添1「役員名簿」 ② 変更後の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(3ヶ月以内)(注) ③ 登録申請者(代表者)の略歴書(第六号書式添付書類(ロ)) ④ 登録申請者(代表者)の誓約書(第六号書式添付書類(ハ))
法人の役員(代表者以外)	法人	① 別添1「役員名簿」 ② 変更後の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(3ヶ月以内)(注) ③ 登録申請者(代表者)の誓約書(第六号書式添付書類(ハ))※就任時のみ添付
管理建築士  (⑥に該当する書類が無い場合には別途ご相談ください。)	共通	① 別添2「所属建築士変更事項」 ② 管理建築士の略歴書(第六号書式添付書類(ロ)) ③ 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し ④ 管理建築士講習修了証の写し ⑤ 住民票(3ヶ月以内、マイナンバーの入っていないもの)(注)
	個人	⑥ 専任を証する書類(いずれか) ・前職場の退職証明書(退職後6ヶ月以内の場合) ・雇用保険被保険者離職票の写し(退職後6ヶ月以内の場合) ・確定申告書の写し(自営業の場合)(直近のもの) ・建設業許可通知及び専任技術者証明書の写し(管理建築士が建設業許可に係る専任技術者を兼ねる場合)(ただし、建築士事務所と同一開設者、同一所在地のものに限る)
	法人	⑥ 専任を証する書類(いずれか) ・前職場の退職証明書(退職後6ヶ月以内の場合) ・雇用保険被保険者離職票の写し(退職後6ヶ月以内の場合) ・事業所所在地及び事業所名が記載されている健康保険被保険者証(国民健康保険証不可)の写し ※ ・源泉徴収票の写し(直近のもの) ※ ・建設業許可通知及び専任技術者証明書の写し(管理建築士が建設業許可に係る専任技術者を兼ねる場合)(ただし、建築士事務所と同一法人、同一所在地のものに限る) ※ 開設者(法人)が本店以外の場所(支店、営業所等)で建築士事務所を開設している場合は上記の専任を証する書類の他に、営業所等に勤務している証明として、在籍証明書等が必要となります。また、健康保険被保険者証に所在地が記載されていない場合も在籍証明書等が必要となります。 在籍証明書(様式例)  <a href="#">ワード形式</a>  <a href="#">PDF形式</a>
所属建築士	共通	・別添2「所属建築士変更事項」 ※ 氏名の変更の場合は、変更後の建築士免許証明書又は建築士登録事項変更届(建築士会受付印押印のもの)の写しの添付が必要となります。

(注) 住民票、登記事項証明書、戸籍抄本を写して提出する場合は、原本証明をしてください。

原本証明(記入例)

令和〇年〇月〇日 原本と相違ありません  
 埼玉設計株式会社  
 代表取締役 埼玉 太郎



建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、〔 建築士法第23条の5第1項 建築士法第23条の5第2項 〕の規定により届け出ます。
令和 6 年 11 月 11 日

届出者 埼玉設計株式会社
(開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名))

埼玉県指定事務所登録機関

一般社団法人埼玉県建築士事務所協会会長 殿

代表取締役 埼玉 太郎

〔注意事項〕

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
2 建築士事務所欄については、変更後の事項を記入してください。
3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

個人登録:開設者の氏名
法人登録:法人名称
それぞれをご記入ください。

Table with 2 columns: 建築士事務所 (Architect's Office) and 変更後 (After Change). Rows include: 開設者の氏名又は法人名称 (埼玉設計株式会社), 建築士事務所の名称 (埼玉設計株式会社一級建築士事務所), 建築士事務所の所在地 (さいたま市浦和区高砂3-15-1), 登録年月日 (令和 5 年 2 月 14 日), 登録番号 (埼玉県知事登録 ( 1 ) 第 7777 号).

変更があった場合は「変更後」の内容をご記入ください。

Table with 4 columns: 項目 (Item), 変更前 (Before Change), 変更後 (After Change), 変更年月日 (Change Date). Rows include: 建築士事務所の名称, 建築士事務所の所在地, 電話番号, 法人住所(本社), 開設者の氏名又は法人名称, 法人の代表者, 上記以外の役員, 管理建築士, 所属建築士.

変更事項欄については、変更のあった事項のみご記入ください。

複数の変更があった場合は、一番新しい日付を入れてください。

【作成担当者】

Table with 4 columns: 部署 (Department), 氏名 (Name), TEL (Phone Number). Values: 設計部 (Design Dept), 川口 一郎 (Kawaguchi Ichiro), 048-824-5515.

【別添1】

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

① 変更前			② 変更後			
ふりがな 氏名	役名	退任日	ふりがな 氏名	役名	生年月日	就任日
さいたま うめきち 埼玉 梅吉	代表取締役	R6.10.31	さいたま たろう (男・女) 埼玉 太郎	代表取締役	明治・大正 昭和・平成 34年1月1日	
さいたま たろう 埼玉 太郎	取締役		さいたま かずお (男・女) 埼玉 和夫	取締役	明治・大正 昭和・平成 62年2月2日	
さいたま かずお 埼玉 和夫	取締役		さいたま はなこ (男・女) 埼玉 花子	取締役	明治・大正 昭和・平成 1年3月3日	R6.11.1
			男・女		明治・大正	
			男・女		昭和・平成	
「変更前」および「変更後」の役員全員の氏名および役名を記入して下さい。						年 月 日
						年 月 日
			男・女		明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			男・女		明治・大正 昭和・平成 1.1年	月 日
			男・女		明治・大正 昭和・平成	年 月 日

この欄は、今回の変更で退任になった人のみ記入してください。

就任日は、今回の変更で新たに役員になった人のみ記入してください。

- ③ (備考)  
別紙 有   
無

【別添1】役員名簿の記入方法

- ① 変更前における全ての役員の氏名、役職名を記入して下さい。  
退任日は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている退任、辞任の日などを記入して下さい。
- ② 変更後における全ての役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事を含む。ただし監査役、取締役でない支店長等は含まない）の氏名および役職名を登記事項証明書（履歴事項全部証明書）のとおり記入して下さい。  
男女の別、および生年月日を記入して下さい。  
就任日は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている就任の日を記入して下さい。（新たに役員になった者のみ）
- ③ 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添付して下さい。

【別添2】

所属建築士変更事項

〔記入注意〕

- この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録されたすべての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属を外れた日を記入してください。

○ 新たに所属建築士となった建築士(氏名及び一級、二級、木造建築士の別等に変更があった建築士(変更後))

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあつ ては、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属した 年月日 及び事由
① さいたま はなこ 埼玉 花子	二級建築士	234567	埼玉県			② R6.10.15 資格の取得
かわぐち いちろう 川口 一郎	一級建築士	67890		設備設計一級 建築士	5678	③ R6.11.1 資格の追加
さいたま たろう 埼玉 太郎	一級建築士	456789				④ R6.11.1 級の変更
さいたま みどり ↓ 埼玉 みどり	二級建築士	90123	群馬県			⑤ R6.10.10 氏の変更

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士(氏名及び一級、二級、木造建築士の別等に変更があった建築士(変更前))

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあつ ては、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属を外れた 年月日 及び事由
⑥ うらわ はじめ 浦和 始	一級建築士	142600		構造設計一級 建築士	1234	
⑦ さいたま じろう 埼玉 次郎	一級建築士	125000				⑧ R6.10.31 退社
かわぐち いちろう 川口 一郎	一級建築士	67890				⑨ R6.11.1 資格の追加
さいたま たろう 埼玉 太郎	二級建築士	25000	埼玉県			⑩ R6.11.1 級の変更
おおみや みどり ↓ 大宮 みどり	二級建築士	90123	群馬県			⑪ R6.10.10 氏の変更

		変更前		変更後	
(備考)		⑫ 一級建築士	3 名	⑬ 一級建築士	3 名
		二級建築士	2 名	二級建築士	2 名
⑭ 別紙 有 <input type="checkbox"/>		計 木造建築士	1 名	計 木造建築士	1 名
無 <input checked="" type="checkbox"/>		構造設計一級建築士	1 名	構造設計一級建築士	1 名
		設備設計一級建築士	1 名	設備設計一級建築士	1 名

【別添2】所属建築士変更事項の記入方法

- ① 新たに所属建築士(入社、資格取得、異動等により)となった建築士及び変更となった建築士をご記入ください。(氏名及び級の変更、資格の追加があった場合は新しい氏名、変更後の級、追加の資格をご記入ください。)
- ②～⑤ 新たに所属建築士となった年月日または、変更になった年月日及び事由をご記入ください。
- ⑥ すべての現行の所属建築士の該当するそれぞれの項目をご記入ください。
- ⑦ 所属を外れた(退社、異動等により)建築士及び変更となった建築士をご記入ください。(氏名及び級の変更、資格の追加があった場合は、旧氏名、変更前の級をご記入ください。)
- ⑧～⑪ 所属を外れた年月日または、変更になった年月日及び事由をご記入ください。
- ⑫⑬ 一級建築士で構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の資格をお持ちの場合はすべての資格の人数に入れてください。(一級、二級、木造建築士の種別を複数お持ちの方は、上位級のみ入れてください)
- ⑭ 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添付して下さい。

添付書類(口)

# 略 歴 書 ① (登録申請者・管理建築士)

[記入注意]

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	② 埼玉 太郎	生年月日	③ 昭和34年1月1日
建 築 士 の 資 格	④ 一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	登 録 番 号	⑤ 456789
		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
		⑥	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	
	⑦ 昭和57年3月20日	浦和工業大学工学部建設工学科	
		卒業・修了・中退の別	
		卒業	
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名
	⑧ 令和6年11月 ~ 現在	埼玉設計(株)	代表取締役
	平成5年4月 ~ 令和6年10月	埼玉設計(有)	取締役
	昭和63年8月 ~ 平成5年3月	(株)ウラワ工務店	管理建築士
	昭和63年4月 ~ 昭和63年7月	無職	
	昭和57年4月 ~ 昭和63年3月	埼玉工業	建築士
	~		

## 添付書類(口)の記入方法

- ① 登録申請者、管理建築士の該当するほうを○で囲んでください。(兼ねる場合は両方)
- ② 住民票のとおり記入してください。
- ③ 住民票のとおり記入してください。
- ④⑤ 該当する資格にレ印を付け、建築士免許の登録番号を記入してください。
- ⑥ 二級建築士、木造建築士の場合のみ免許を登録した都道府県を記入してください。
- ⑦ 学歴は最終学歴のみ学部、学科まで記入してください。
- ⑧ 職歴は、学校を卒業してから登録申請日までの職歴を最近のものから順次漏れのないように記入してください。また、自営及びアルバイトなどの場合も仕事の内容を地位・職名の欄に記入してください。

## 誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

① 令和 6 年 11 月 11 日

②

埼玉設計株式会社  
代表取締役 埼玉 太郎

登録申請者の氏名又は名称

埼玉県指定事務所登録機関  
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会会長 殿

### 記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1② 変更後の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(3ヶ月以内)5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事⑤ 住民票(3ヶ月以内、マイナンバーの入っていないもの)
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(3に該当する者を除く。)

- [記入注意]
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

## 添付書類(ハ)の記入方法

- ① 申請日を記入して下さい。
- ② 法人登録の場合 法人の名称、代表者の役名、氏名を記入してください。  
個人登録の場合 氏名を住民票のとおり記入してください。

注意: 誓約書の項目について、登録申請者が1~10の項目のいずれかに該当する場合は、建築士事務所登録は認められません。(建築士法第23条の4第1項)  
また、登録申請者が11又は12の項目いずれかに該当する場合は、建築士事務所登録が認められないことがあります。(建築士法第23条の4第2項)